

「地域循環バス等実証事業委託業務」に係る 企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和 8 年 2 月 13 日
沖縄県知事 玉城 康裕

1. 業務概要

(1) 業務名：地域循環バス等実証事業委託業務

(2) 業務目的：

本県の陸上交通については、公共交通利用者の減少や、近年の運転手不足などに起因するサービスレベルの低下などの問題が顕在化している。また、観光客数の増加や少子高齢化等の人口減少社会への対応なども講じていくことが求められる中、物価高騰等により、影響を受けている公共交通事業者、日常生活の移動に影響をうける生活者の移動環境の改善を図る必要がある。

本事業では、目的地まで円滑に移動できる環境の構築を目的として、交通結節点や地域拠点を繋ぐ地域循環バス等ネットワーク（公共交通サービス）のあり方を検討することとし、異なる地域間の交通結節点や、地域拠点を円滑に移動することができる環境の構築を目的に、地域循環バス等の導入可能性調査を行うとともに、導入可能性のある路線について実証実験を実施する。

また、導入可能性調査においては、県内の路線バス利用データの収集等を行い、各路線の利用状況、移動需要や沿線の地域特性等を分析することで、利便性と運行効率の向上に向けた広域バス交通網の検討を行い、公共交通サービス充実とバス事業者の安定経営に資するバス利用実態調査も行うこととする。

「次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）」の策定状況も勘案しながら、公共交通の将来のあり方検討を進め、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

(3) 業務内容：

- ア 実施計画の作成及び実施準備
- イ 導入可能性調査
- ウ 実証実験
- エ 打ち合わせ協議
- オ 報告書作成等

(4) 履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 予算額：164,000,000 円（消費税 [10%] 税込み）の範囲内

(6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書（以下、「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受け注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「地域循環バス等実証事業委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「地域循環バス等実証事業委託業務 仕様書案」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

【参加事業者の応募要件】

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄県内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通し、今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査の実績等を有しており、過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に交通施策に関連した調査、分析を受託（JVを含む）し、実施したことがあること。

※交通施策とは、公共交通（バス、BRT、LRT、鉄道、地下鉄、新交通システム、地域公共交通）、交通結節点（バスターミナル、バスタ、駅前広場）、TDM施策（パーク＆ライド、時差出勤等）、都市交通（道路計画、都市計画道路、総合交通戦略）に関する施策を指し、これに類似する業務を受託したことがあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (9) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が応募資格(2)～(7)までの要件を満たし、いずれかの構成員が応募資格(1)を満たし、代表する法人が応募資格(8)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

2. 応募の手続等

- (1) 本業務に係る質問
 - ア 提出期限： 令和8年2月19日（木） 12時必着
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出期限： 令和8年3月2日（月） 12時必着
- (3) 審査 企画提案書の内容について、ヒアリングを行う。
 - ア 日時：令和8年3月11日（水）

3. 書類等の提出場所及び問い合わせ先等

- (1) 書類等の提出場所及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁7階）
沖縄県企画部交通政策課公共交通推進室（担当者：神里、比嘉）
電話：098-866-2045
FAX：098-866-2448
Mailアドレス：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

- (2) 質問書、企画提案書の提出場所及び提出方法
 - ・質問書：3（1）のMailアドレスに送付（必ず担当者に受信を確認すること）
 - ・企画提案書：3（1）の場所に持参又は郵送により提出（到着確認が可能な手段とすること）

4. その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) その他スケジュール、様式等は実施要領による。
- (7) 実施要領に適合しない応募は無効とする。